

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	和光市 国民年金関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和光市は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

当該事務については、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

和光市長

公表日

令和5年10月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関係事務
②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づき、国民年金被保険者に係る情報の管理並びに基礎年金、福祉年金及び特別障害給付金の受付、審査及び報告の事務(以下「受付事務等」という。)で次に掲げるものを実施する。 (1) 被保険者の資格異動の受付事務等 (2) 保険料の免除・納付猶予申請の受付事務等 (3) 基礎年金等の裁定請求の受付事務等 (4) 免除・納付猶予申請者、保険料未納者等に係る所得情報の提供 (5) 障害基礎年金等受給者の現況届の受付事務等 (6) 基礎年金等に係る各種相談業務 (7) 前各号に関連する事務
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国民年金被保険者ファイル 2. 受給年金受給者ファイル 3. 老齢福祉年金受給者ファイル 4. 特別障害給付金受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 別表第一 31号 「国民年金法(昭和三十四年法律第一百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの」
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 コンプライアンス担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5 電話番号 048-424-9085
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康部保険年金課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務	和光市では国民年金法に基づき、国民年金被保険者と福祉年金受給者の管理を行っている。また、今後は情報提供ネットワークシステム(他団体との情報連携)を利用するために、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現するための「団体内統合宛名システム」及び「中間サーバー」についても利用する可能性が考えられる。	国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づき、国民年金被保険者に係る情報の管理並びに基礎年金、福祉年金及び特別障害給付金の受付、審査及び報告の事務(以下「受付事務等」という。)で次に掲げるものを実施する。 (1) 被保険者の資格異動の受付事務等 (2) 保険料の免除・納付猶予申請の受付事務等 (3) 基礎年金等の裁定請求の受付事務等 (4) 免除・納付猶予申請者、保険料未納者等に係る所得情報の提供 (5) 障害基礎年金等受給者の現況届の受付事務等 (6) 基礎年金等に係る各種相談業務 (7) 前各号に関連する事務	事前	平成29年4月から基礎年金等の裁定請求書に個人番号の記載が必要となることから、市で取り扱うことができる年金事務について当該事項を明確にすることとした。
平成29年2月1日	評価実施機関における担当部署	和光市役所保健福祉部健康支援課	和光市役所保健福祉部健康保険医療課	事後	平成29年1月1日付で組織改正があったため。
平成29年2月1日	評価実施機関における担当部署	健康支援課長 大野 孝治	健康保険医療課長 大野 孝治	事後	平成29年1月1日付で組織改正があったため。
平成29年2月1日	特定個人情報ファイル取扱いに関する問合せ	和光市役所保健福祉部健康支援課 国保年金担当	和光市役所保健福祉部健康保険医療課 保険料年金担当	事後	平成29年1月1日付で組織改正があったため。
令和1年6月24日	評価実施機関における担当部署	健康保険医療課長 大野 孝治	健康保険医療課長 川辺 聡	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	無	全項目	事後	評価書様式改正
令和2年10月30日	I-5.評価実施機関における担当部署②所属長	健康保険医療課長 川辺 聡	課長	事後	
令和2年10月30日	II-1対象人数	2014/12/2時点	2020/10/1時点	事後	
令和2年10月30日	II-2取扱者	2014/12/2時点	2020/10/1時点	事後	
令和2年10月30日	II-3重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和2年10月30日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	未定	実施しない	事後	
令和5年10月18日	I-5.評価実施機関における担当部署	和光市役所保健福祉部健康保険医療課	健康部保険年金課	事後	
令和5年10月18日	I-7請求先	和光市役所総務部情報推進課 情報統計担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5 電話番号 048-424-9092	総務部総務課 コンプライアンス担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5 電話番号 048-424-9085	事後	
令和5年10月18日	IIしきい値判断項目	令和2年10月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年10月18日	II-3重大事故	発生あり	発生なし	事後	
令和5年10月18日	I-8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	保健福祉部健康保険医療課 保険料年金担当	健康部保険年金課	事後	